

第 6 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成29年2月23日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第6回 熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成29年2月23日(木曜日)

午前9時59分開議

午前11時51分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成28年度熊本県一般会計補
正予算(第15号)

議案第18号 平成28年度熊本県病院事業会
計補正予算(第2号)

議案第21号 熊本県地域医療再生基金条例
の一部を改正する条例の制定について
報告事項

被災者の生活再建支援の概要について

出席委員(7人)

委員長 浦田 祐三子

副委員長 増 永 慎一郎

委員 岩 下 栄 一

委員 藤 川 隆 夫

委員 池 田 和 貴

委員 濱 田 大 造

委員 岩 本 浩 治

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 古 閑 陽 一

政策審議監 渡 辺 克 淑

医 監 迫 田 芳 生

長寿社会局長 本 田 充 郎

子ども・障がい福祉局長 松 永 寿

健康局長 立 川 優

健康福祉政策課長 野 尾 晴一朗

健康危機管理課長 岡 崎 光 治

高齢者支援課長 谷 口 誠

認知症対策・

地域ケア推進課長 松 尾 俊 司

社会福祉課長 吉 田 雄 治

子ども未来課長 奥 山 晃 正

子ども家庭福祉課長 富 永 章 子

障がい者支援課長 井 上 康 男

医療政策課長 松 岡 正 之

国保・高齢者医療課長 高 水 真守生

健康づくり推進課長 坂 本 弘 一

薬務衛生課長 大 川 正 晃

病院局

病院事業管理者 永 井 正 幸

総務経営課長 清 原 一 彦

事務局職員出席者

議事課主幹 門 垣 文 輝

政務調査課主幹 福 島 哲 也

午前9時59分開議

○浦田祐三子委員長 おはようございます。

ただいまから第6回厚生常任委員会を開会
いたします。

それでは、本委員会に付託された議案を議
題とし、これについて審査を行います。

まず、付託議案について執行部の説明を求
めた後に、一括して質疑を受けたいと思いま
す。

なお、執行部からの説明は、委員会を効率
よく進めるために、着座のまま簡潔にお願い
いたします。

初めに、健康福祉部長から総括説明を行
い、続いて、付託議案について担当課長から
順次説明をお願いいたします。

初めに、古閑健康福祉部長。

○古閑健康福祉部長 議案の説明に先立ちま

して、平成28年熊本地震への対応につきまして、健康福祉部の最近の取り組みと今後の対応について御説明をいたします。

4月の熊本地震の発生から10カ月がたちましたが、健康福祉部では、被災された方々の痛みの最小化に全力を挙げて取り組んでおります。

まず、地域支え合いセンターの取り組みにつきましては、応急仮設住宅の入居者への訪問等をおおむね終え、現在、みなし仮設住宅の入居者への訪問等を積極的に進めているところであります。

次に、被災者の住まいの再建につきましては、今後の意向の確認を早急に行い、自主再建が困難な方に対しては、県と市町村で連携して、専門の相談窓口につなぐなど、重点的な支援を行うこととしております。

また、被災者の健康支援につきましては、益城町を含む12市町村と熊本こころのケアセンターにおいて健康調査を行い、心のケアに取り組むことといたしております。

引き続き、被災者の早期の生活再建に向け、土木部や関係広域本部、地域振興局など庁内でしっかりと連携し、総合的に、かつこれまで以上に加速化して取り組んでまいります。

続きまして、今回委員会に付託しております議案等の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係1議案、条例等関係1議案でございます。

まず、議案第1号平成28年度熊本県一般会計補正予算につきましては、通常事業に関して39億2,000万円余を減額しておりますが、震災対応に関して93億円余を増額しているため、総額53億8,000万円余の増額となる補正予算をお願いしております。

主な内容ですが、震災対応として、国の第3次補正予算に対応して、災害救助法に基づく市町村への支弁や他都道府県からの求償等

に要する費用や、次の災害に備えるための基金への積み立てなどを増額しております。

次に、通常事業として、国の交付金を活用した、市町村が行う結婚、妊娠、出産、子育て等についての助成や、保育士の資格取得のための修学資金の貸付原資についての助成などを増額しております。

また、介護給付費や後期高齢者医療給付費の県負担金などについては、所要の見込みに応じて減額をしております。

なお、今回の補正予算では、熊本地震への対応に伴う事業見直しにより、例年に比べて減額している事業がふえております。

このほか、繰越明許費の設定、変更や債務負担行為の変更についてもお願いしております。

次に、条例等関係につきましては、議案第21号熊本県地域医療再生基金条例の一部を改正する条例を提案しております。

このほか、その他報告事項として、被災者の生活支援の概要について御報告をさせていただくこととしております。

以上が今回の議案等の概要でございます。詳細につきましては、この後、関係課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○浦田祐三子委員長 次に、担当課長から説明をお願いいたします。

○野尾健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

平成28年度2月補正予算関係について御説明申し上げます。

説明資料の2ページをお開きください。お願いいたします。

以下、主なものについて御説明いたします。

まず、社会福祉総務費でございます。1億3,700万円余の増額をお願いしております。

資料の右端の説明欄をお願いいたします。

1の職員給与費につきましては、毎年1月1日時点の職員数とその給与額をもとに当初予算に計上しております。今回の補正は、平成28年4月1日以降の定期の人事異動や組織改編に伴う所要額の増減になっています。各課の説明に職員給与と記載しているものにつきましても同様の趣旨でございますので、各課からの個別説明は省略させていただきます。

なお、説明欄の3の地域福祉振興費に事業見直しによる減という表現が出てきますが、これは、熊本地震からの復旧、復興に向けた財源及び人的資源を確保するため、既存事業に優先度をつけ、BCPに基づき、事業の休止、縮小、延期、簡素化等の見直しを行った結果による減額でございます。各課共通の表現としております。

2の民生委員費につきましては、民生委員、児童委員には、1人当たり年額5万9,000円の手当を支払っておりますが、欠員分180万円余の手当の減額を行うものです。

次に、4の社会福祉諸費のうち、(1)の社会福祉統計調査事務費は、震災の影響で調査できなかったことによる減額、(2)の市町村派遣職員負担金は、派遣協定に基づく1名分の人件費で459万円余の増額をお願いしております。

(4)の介護福祉士修学資金等貸付事業費補助(県負担分)及び(6)の同事業(平成28年国経済対策分)につきましては、介護福祉士の資格取得を目指す学生に対する修学資金等の貸し付けを行うため、貸し付けを行う熊本県社会福祉協議会に対する貸付原資の助成でございます。今回は、国庫補助金の内示減に伴い、県負担分10分の1、国負担分10分の9について、それぞれ減額を行うものでございます。

(5)の社会福祉施設等に対する応援職員派遣体制構築事業につきましては、熊本地震に起因します介護職員等の応援職員派遣に係る

調整を行うコーディネーターを設置する団体に対する助成でございます。今回は、所要見込み額の減に伴い、減額するものでございます。

(7)の熊本地震に係る都道府県派遣職員負担金は、九州各県との派遣協定に基づく5名分の人件費で2,563万円余の増額をお願いしております。

6の国庫支出金返納金につきましては、平成27年度生活困窮者就労準備支援事業費補助金の精算等に伴う国庫返納金183万円余でございます。

7の地域福祉基金積立金につきましては、平成28年度同基金の運用利息を積み立てるためのものでございます。

次に、4ページに移ります。

4ページの下段の災害救助費をお願いいたします。90億9,400万円余の増額をお願いしております。

右端の説明欄をお願いいたします。

説明欄1の災害救助基金積立金につきましては、平成28年熊本地震の際に、救助を行うために実施いたしました必要な費用の財源として災害救助基金の取り崩しを行いました。今回の補正は、災害救助法の規定に基づきまして、今後の災害に備えて、同基金の積み戻しを行うもので6億8,400万円余の増額をお願いしております。

2の災害救助対策費につきましては、平成28年熊本地震による被害に対しまして、災害救助法に基づき実施した応急救助に係る費用となります。救助に係る市町村への支弁及び他都道府県からの求償等、所要額の見込みの増額によるものです。これにつきましては、国が措置いたしました第3次補正予算に対応したもので、78億7,900万円余の増額をお願いしております。

3の災害弔慰金・見舞金につきましては、平成28年熊本地震の被災者に対する災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給につきまして、

市町村における支給見込み者数の増加に伴いまして増額するものです。5億3,000万円余の増額をお願いしております。

次に、5ページをお願いします。

公衆衛生総務費でございます。2,300万円余の減額をお願いしています。

説明欄をお願いします。

3の(2)保健統計調査事務費は、震災の影響で調査できませんでしたことによる減額です。

次に、保健環境科学研究所費でございます。2,600万円余の減額をお願いしています。

説明欄をお願いします。

2の管理運営費は、保健環境科学研究所の空調工事に伴う入札残で2,200万円余の減額をお願いしております。

次に、元金でございます。

1の災害援護資金国庫貸付金元金の災害援護資金貸付金償還金は、平成24年度の熊本広域大水害の際に貸し付けました災害援護資金につきまして、繰り上げ償還が行われたことによる国庫への償還を増額するものでございます。109万円余の増額をお願いしております。

以上、健康福祉政策課の補正予算といたしましては、総額91億4,656万2,000円の増額をお願いしております。

次に、6ページをお願いします。

債務負担行為の変更でございます。

保健・医療・福祉関係業務は、健康福祉部各課の委託業務のうち、平成29年4月から業務を開始いたしますため、3月中に契約手続を進める必要があるものについて債務負担行為を設定するものです。

今回、49業務として7億6,000万円余の限度額の増額をお願いしております。

主な事業といたしましては、動物愛護管理業務委託9,600万円余、認知症疾患医療センター運営事業業務委託5,400万円余などの経

常的なもの、地域支え合いセンター支援事務所運営事業7,200万円余、こころのケアセンター運営事業7,600万円余などの熊本地震関連業務を計上しております。

健康福祉政策課からは以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岡崎健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

説明資料の7ページをお願いいたします。

主な項目について御説明申し上げます。

まず、公衆衛生総務費ですが、4,617万円余の減額補正をお願いしております。これは、説明欄3に書いております肝炎対策でございますが、肝炎治療に伴います医療費の助成の所要見込み額の減額に伴うものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

予防費でございます。2,732万円余の減額補正をお願いしております。

主な内容といたしましては、説明欄1にあります感染症予防費のうち、(1)感染症指定医療機関運営指導費といたしまして、公的病院から感染症病床を確保するための運営費の助成増額、(3)新型インフルエンザ対策費といたしまして、行政備蓄用の抗インフルエンザウイルス薬の購入単価の減に伴う減額をお願いしております。

次に、9ページの下段をお願いいたします。

公衆衛生災害復旧費でございます。638万円余の減額補正をお願いしております。

これは、説明欄1にあります保健環境科学研究所の災害復旧事業でございます。熊本地震で被災いたしました検査機器の購入経費につきまして、入札に伴う執行残が生じたことから減額をお願いするものでございます。

以上、健康危機管理課につきましては、6,333万円余の減額補正をお願いしております。

御審議よろしくお願ひいたします。

○谷口高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

説明資料の10ページをお願いいたします。

まず、老人福祉費でございますが、8,215万円余の減額補正をお願いしております。

右の説明欄をお願いいたします。

2の高齢者福祉扶助費でございますが、軽費老人ホーム事務費補助事業につきましては、軽費老人ホームの利用者が当初想定よりふえたため、194万円余の増額補正をお願いするものでございます。

3の高齢者福祉対策費でございますが、5,544万円余の減額をお願いするものです。

(1)の施設開設準備経費助成特別対策事業につきましては、施設整備が当初想定を下回ったため、開設に係る準備経費を減額するものでございます。

(2)の長寿を支える地域の介護職員等研修支援事業につきましても、所要見込み額の減額でございます。

4の国庫支出金返納金は、平成27年度の介護保険事業費補助金等の確定に伴い、国庫に返納するため、45万円余の増額補正をお願いするものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

5の介護保険対策費でございますが、910万円余の減額補正をお願いしております。

(1)の指定サービス事業者管理事業につきましては、制度改正に伴う電算システムの改修等により、81万円余の増額補正をお願いしております。

(2)の介護人材確保対策推進事業につきましては、一部の事業の見直しもあわせて行ったことによる所要見込み額の減額でございます。

次に、下段の老人福祉施設費でございますが、3億1,850万円余の減額補正をお願いしております。

右側の説明欄の1の老人福祉施設整備費でございますが、介護基盤緊急整備等事業につきましては、一部の施設につきまして整備が延期されたこと等に伴い、3億3,509万円余の減額補正をお願いするものです。

その下の2の国庫支出金返納金につきましては、高齢者施設の財産処分に関し、国庫に返納するため、1,659万円余の増額補正をお願いするものです。

以上、高齢者支援課の2月補正予算といたしましては、合計で4億65万円余の減額補正をお願いしております。

最後に、12ページをお願いいたします。

繰越明許費の変更でございます。

先ほど御説明をいたしました指定サービス事業者管理事業につきましては、制度改正に伴います電算処理システムの改修が年度内に完了しないことが想定されるため、125万円余の追加設定をお願いするものでございます。

高齢者支援課につきましては以上です。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○松尾認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

説明資料13ページにお戻り願ひします。

老人福祉費で8億609万円余の減額補正をお願いしております。

主なものを御説明いたします。

説明欄の2、高齢者福祉対策費の(1)市町村職員派遣負担金は、玉名市から県へ派遣されている派遣職員給与等の負担金の増額でございます。

次に、(2)熊本型介護予防機能強化事業と(3)認知症診療・相談体制強化事業は、事業見直しによるものでございます。

次に、(4)市町村認知症早期発見・対応支援事業は、市町村が設置します認知症初期集中支援チームに対し、認知症疾患医療センターから支援を行う事業ですが、熊本地震により国の内示がおくれ、委託契約が年度後半に

なったことによります所要額の見込み減でございます。

続いて、14ページをお願いいたします。

(5)循環型認知症医療体制検討事業でございますが、これは、切れ目のない認知症医療体制を検討するため、県の精神科協会に補助を行うものでございますが、熊本地震の影響によりまして、業務量を縮小したことによります所要見込み額の減によるものでございます。

次に、3、国庫支出金返納金の老人福祉事業費等国庫支出金精算返納金でございますが、平成27年度に実施いたしました国庫補助事業の額の確定精算に伴う返納金でございます。

次に、4の介護保険対策費について、主なものを御説明いたします。

(1)介護保険低所得者対策特別事業、(2)介護給付費県負担金交付事業及び(3)の地域支援事業交付金交付事業につきましては、市町村に対する法定の負担金、交付金ですが、市町村の所要見込み額の減に伴うものであります。

続いて、(4)介護保険財政安定化基金運営事業は、市町村の介護保険特別会計において収支にマイナスが生じた場合、財政安定化を目的に、市町村へ貸し付けを行うものでございます。

次に、(5)介護給付適正化推進事業は、事業の実施方法を見直して委託料が不用となったことによります所要見込み額の減でございます。

次に、15ページをお願いいたします。

(6)地域包括ケア推進体制強化事業は、事業の見直しでございます。

次に、5の介護保険財政安定化基金積立金でございますが、同基金の運用利息の積み立てによる増額でございます。

続いて、下段の公衆衛生総務費についてです。176万6,000円の減額補正をお願いしてお

ります。

在宅医療連携推進事業で、熊本地震に伴い、会議の見直しなどを行ったことでの所要見込み額の減でございます。

以上、認知症対策・地域ケア推進課の2月補正予算といたしまして8億785万円余の減額をお願いしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉田社会福祉課長 社会福祉課でございます。

説明資料の16ページをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

まず、遺家族等援護費でございます。389万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄2の遺家族等援護費の(2)引揚者等援護扶助費は、中国残留邦人の帰国後の生活支援に係る経費でございまして、給付対象者の減に伴い、減額するものです。

3の海外慰霊巡拝事業費は、実施主体の熊本県遺族連合会が海外のテロ統発により実施を見合わせたことによる減額でございます。

4の国庫支出金返納金は、平成27年度の援護関係事務委託金の確定に伴う返納金でございます。

17ページをお願いいたします。

生活保護総務費について御説明いたします。1億1,200万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄1の(1)の生活保護世帯からの進学応援資金貸付事業につきましては、新規貸し付け件数の減に伴い、減額するものでございます。

(3)の生活困窮者自立支援プラン推進事業と(4)の生活困窮者総合相談支援事業につきましては、いずれも社会福祉法人などに委託して実施しておりますが、委託契約に伴う所要見込み額の減でございます。

(5)の熊本地震に係る都道府県派遣職員負担金は、派遣元の九州各県との派遣協定に基

づく福祉事務所への派遣職員3人分の給与等の負担金でございます。

18ページをお願いいたします。

4の国庫支出金返納金は、平成27年度の生活保護費国庫負担金などの確定に伴う返納金でございます。

以上、社会福祉課の2月補正予算といたしまして1億700万円余の増額をお願いしております。

次に、19ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。

上段は、保護施設整備費の経済対策分につきまして、下段は、保護施設等の災害復旧事業につきまして、いずれも本年度中の予算執行が困難なため、繰越明許費の設定や追加設定をお願いするものでございます。

社会福祉課は以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○奥山子ども未来課長 子ども未来課でございます。

説明資料の20ページをお願いします。

主なものを御説明いたします。

下の段の児童福祉総務費で6億1,540万円余の増額をお願いしております。

右の説明欄をお願いします。

(1)地域少子化対策重点推進交付金事業は、結婚や妊娠、出産、子育てに対する市町村の新たな取り組みについて重点的に支援する助成事業です。熊本市と有明広域行政事務組合が、結婚支援や子育て支援に関する事業を予定しております。

(2)の児童健全育成事業(運営費)は、放課後児童クラブの運営経費に関する市町村への助成事業ですが、障害児の受け入れを行うクラブへの助成について、見込みを下回ったことなどによる所要見込み額の減により減額をお願いしております。

(3)の放課後児童クラブ施設整備事業は、今年度の途中で国庫補助率のかさ上げがあつ

たことにより所要額の減額となったものです。一部、平成29年度に実施する予定の施設整備を前倒して実施いたしました。1,720万円余の減額となっております。

次に、(4)の子育て支援強化事業費補助金は、保育所などで一時的に子供を預かる一時預かり事業において、利用実績が見込みより少なかったことなどによる減額です。

次に、21ページをお願いします。

5の保育士等確保対策費のうち、(2)の保育士修学資金貸付等事業費補助で6億6,520万円余の増額をお願いしております。これは、保育士の資格取得のための修学資金の貸付資金を補助する事業ですが、今後数カ年分の事業の貸付原資として国庫補助分の増額をお願いしております。

次に、22ページをお願いいたします。

児童措置費で3億7,450万円余の減額をお願いしております。

(2)の施設型給付費、(3)の地域型保育給付費は、保育所や認定こども園、小規模保育事業所などの運営費に対する県負担金ですが、所要見込みの減による減額をお願いしております。

次の児童福祉施設費は、3,750万円余の減額をお願いしております。これは、主に説明欄1の(1)特別保育総合推進事業において、保育所などにおける延長保育事業の所要額の見込みが下回ったことによるものでございます。

23ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費で1億90万円余の減額をお願いしております。

2の(3)の小児慢性特定疾病対策事業は、主に小児慢性特定疾病に関する医療費助成について、所要見込み額の減による減額をお願いしております。

また、(4)の不妊対策事業は、体外受精や顕微授精などの不妊治療に係る費用の助成を行うものですが、本年度から年齢制限や回数

制限がかかったことなどにより、申請件数が見込みよりも少なかったことから減額をお願いしております。

以上、子ども未来課で1億1,130万円余の増額をお願いしております。

次に、24ページをお願いします。

2月補正で計上させていただいた分の保育士修学資金貸付等事業費補助と、先ほど説明させていただいた地域少子化対策重点推進交付金事業については、事業の実施が29年度に入ることから、合計で8,030万円余の繰越明許費の設定をお願いしております。

子ども未来課は以上です。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○富永子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

説明資料の25ページをお願いいたします。

補正予算について、主なものを説明させていただきます。

25ページ、一番下の段、3段目の児童措置費について、1億2,260万円余の増額をお願いしております。

右側説明欄1の児童扶助費の(1)児童養護施設等及び里親委託に係る措置費でございますが、こちらは、家庭的な養育環境で児童を養育するファミリーホームの開設、また、養護施設の職員配置増、さらに施設の人件費の単価が国家公務員の給与に準じて増額改定されたことに伴いまして、増額補正をお願いするものでございます。

26ページをお願いいたします。

こちらの説明欄、右側でございます。

(3)県にかかる母子生活支援施設等運営費の支弁についてでございます。

母子生活支援施設等への入所数が見込みよりも少なかったことに伴いまして、減額補正をお願いするものでございます。

2段目をごらんください。母子福祉費でございます。

母子福祉費について、1,380万円余の減額をお願いしております。

説明欄1の(2)児童扶養手当支給事業費、こちらは、システムの一部改修費用の執行残として100万円余の減額補正をお願いするものでございます。

その下の(3)児童扶養手当支給事業費(扶助費)でございます。こちらは、ひとり親家庭等に支給する児童扶養手当の受給者数が見込みよりも少なかったことによりまして、1,670万円余の減額補正をお願いするものでございます。

27ページをお願いいたします。

2段目の民生施設補助災害復旧費について、220万円余の増額をお願いしております。

説明欄をごらんください。

これは、児童福祉施設災害復旧費、震災対応分でございます。児童養護施設2施設分につきまして、経費が当初見込みを上回ったことによりまして、増額補正をお願いするものでございます。

以上、2月補正予算として、子ども家庭福祉課で1億260万円余の増額補正をお願いしております。

次に、28ページをお願いいたします。

災害復旧費について、施設の災害復旧工事に係る経費について、工事施工や国庫補助手続の進捗によりまして、29年度に繰り越さざるを得ない場合がありますため、繰越明許費の設定をお願いしているものでございます。

子ども家庭福祉課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井上障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

説明資料の29ページをお願いいたします。

2月補正予算の主なものを説明いたします。

障害者福祉費で13億2,200万円余の減額を

お願いしております。

説明欄の1、障がい者扶助費の(1)更生医療費は、身体障害者の医療費の負担軽減を図るための県負担金で、所要見込み額の減により7,100万円余の減額を、(2)障害福祉サービス費等負担事業は、障害者の入所や通所サービス利用に係る県負担金で、所要見込み額の減により5億7,700万円余の減額を行うものです。

2、障がい者福祉諸費の(1)市町村地域生活支援事業は、国庫補助金の内示減により1,800万円の減額、(3)重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業は、所要見込み額の減により550万円余の減額を行うものです。

3、障がい者福祉施設整備費の(1)障がい者福祉施設整備費は、所要見込み額の減により4,200万円余の減額を行うものです。

(2)同じく、平成28年度経済対策分の4億7,198万円余の減額は、防犯対策として400件分の予算を確保しておりましたが、要望が58件にとどまったことによるものでございます。

30ページをお願いいたします。

5、国庫支出金返納金で2,990万円余の増額をお願いしておりますが、その主なものは、障害者医療費等国庫支出金精算返納金で、精神通院医療費の平成27年度国庫負担金の額の確定に伴うものでございます。

6、重度心身障がい者医療費は、重度心身障がい者医療費助成事業を行う市町村に対する助成で、所要見込み額の減により1億2,700万円余の減額を行うものです。

31ページをお願いいたします。

児童措置費で4億4,400万円余の増額をお願いしております。

説明欄1、児童扶助費の障害児施設給付費等支給・障害児施設措置事業で4億4,300万円余の増額をお願いしております。これは、障害児入所施設の契約及び措置による入所の

経費並びに市町村が給付した障害児通所給付費に対する県負担で、所要見込み額の増によるものです。所要見込み額が増加した主な要因は、放課後等デイサービス事業所等の通所事業所の増加で通所利用人員が増加し、市町村の給付費が増加したことによるものです。

3、国庫支出金返納金で570万円余の増額をお願いしておりますが、障害児入所施設の入所に伴う経費の平成27年度国庫負担金の額の確定に伴うものです。

中段の児童福祉施設費で3,100万円余の減額をお願いしております。

説明欄1、こども総合療育センター費の(2)こども総合療育センター管理運営費で2,390万円余の減額をしておりますが、その主なものは、医師や看護師、保育士等の嘱託職員に係る人件費の所要見込み額の減によるものです。

32ページをお願いいたします。

精神保健費で910万円余の減額をお願いしております。

説明欄1、精神保健費の(1)精神保健医療費は、精神障害者の措置入院に係る医療費の公費負担で、所要見込み額の減により1,000万円余を減額するものです。

3、国庫支出金返納金で1,400万円余の増額をお願いしております。

主なものは、(1)精神保健費等国庫負担(補助)金精算返納金530万円余は、平成27年度国庫負担(補助)金の額の確定に伴うものです。

(2)地域自殺対策緊急強化基金返納金の900万円余は、国庫補助により基金を造成し、平成21年度から26年度まで事業を実施いたしましたが、基金の廃止によりその残額を国に返納するものです。

33ページをお願いいたします。

民生施設補助災害復旧費で1億9,900万円余の増額をお願いしております。

説明欄1、障がい者福祉施設災害復旧費、震災対応分の(1)障がい者福祉施設災害復旧

事業は、対象施設の増加及び国庫補助率のかさ上げに伴う所要見込み額の増加によるものです。

(2) こども総合療育センター施設災害復旧事業は、県立施設の災害復旧事業について、国庫補助率のかさ上げに伴い、財源更正を行うものです。

以上、障がい者支援課の補正予算といたしまして、総額7億600万円余の減額をお願いするものでございます。

34ページをお願いいたします。

繰越明許費の変更でございますが、上段の民生費で4億7,700万円余、下段の災害復旧費で2億600万円余の追加設定をお願いするものです。

上段の障がい者福祉施設整備費、平成28年度の経済対策分並びに下段のこども総合療育センター施設災害復旧事業及び障がい者福祉施設災害復旧事業につきましては、いずれも年度内に事業が完了しないことが見込まれるために、総額で6億8,400万円余を追加でお願いするものでございます。

障がい者支援課の説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○松岡医療政策課長 医療政策課でございます。

35ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費で16億4,117万円余の減額をお願いしておりますが、主な事業を説明いたします。

2、保健医療推進対策費の(3)医療施設等施設・設備整備費は、医療機関が機能拡充を図るために行う施設整備あるいはその設備整備に対する助成であります。補助事業者の計画変更や国庫補助金の内示減に伴う減額でございます。

下の(6)医療施設消防用設備整備費は7億5,600万円余の減額となっておりますけれども

も、こちらの事業は、病院と有床診療所を対象としたスプリンクラー等の整備に対する助成でありますけれども、こちらのほうも事業者の計画変更と国庫内示額の減額に伴うものでございます。

36ページをお願いいたします。

4、国庫支出金返納金としまして1億4,478万円余を計上しておりますが、地域医療再生計画に基づく事業の一部終了に伴いまして、平成27年度までに確定した地域医療再生基金の残額を国庫に返還するための返納金でございます。

返還に際しましては、その根拠規定が必要となりますので、本議会で基金条例の一部改正をあわせて提案させていただいております。後ほど説明させていただきます。

7、地域医療介護総合確保基金積立金で1億5,710万円の減となっております。こちらのほうは、基金の医療分、介護分を合わせた分でございますが、国庫内示額の減に伴うものとなっております。

37ページをお願いいたします。

中段の医務費で6,380万円余の減額、下段の保健師等指導管理費で2,369万円余の減額をお願いしております。いずれも国庫内示あるいは所要見込み額の減に伴うものでございます。

38ページをお願いいたします。

医療政策課の補正額は、合計欄にありますとおり、合計で17億6,938万円余の減額となっております。

続きまして、39ページ、繰越明許費でございます。

上段の公衆衛生費では、3つの事業の繰越しをお願いしております。

1つ目にあります回復期病床への機能転換施設整備事業、こちらの事業は、現在作成中の地域医療構想に沿った病床の分化、連携を進めるに当たりまして、病床の機能転換をする医療施設に対して助成する事業でございます。

す。今年度、地震がございましたので、復旧業務を優先して地域医療構想の策定業務を一時中断しております。策定が年度末ということになりましたことから、繰り越しをお願いして、来年度に実施させていただきたいと思っております。

次の医療施設消防用設備整備費と脳卒中等医療推進事業、そして下段の医薬費の看護職員確保総合推進事業につきましては、いずれも年度内の補助事業が完了しないということから繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、40ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更でございます。

医師修学資金貸し付けにつきましては、熊本大学の医学部生に対して修学資金を貸与中ですが、在学期間が延長となります貸与学生、いわゆる留年となった学生が生まれて、その貸与額を増額する必要がありますので、限度額を570万円余り追加をして9,907万円余に変更をお願いするものでございます。

引き続きまして、条例等議案について説明させていただきます。

資料、飛びまして、50ページをお願いいたします。

第21号議案熊本県地域医療再生基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

概要につきましては、51ページ、次のページで説明させていただきます。

条例の趣旨でございます。

熊本県地域医療再生基金を財源とした事業のうち、平成27年度で終了しました事業の残額を国へ返還する必要があるため、関係規定を整備するものでございます。

2、内容です。地域医療再生基金は、平成21年度以降に交付されました基金でありまして、本県には基金を執行するための計画とし

て、交付された時期に策定しました4つの地域医療再生計画がございました。このうち、2つの計画につきましては、平成27年度で全ての事業が完了しております。精算手続が今年度中に完了することに合わせまして、残金を国に返還する必要がありますので、返還できる規定に改正させていただきたいと思っております。

施行日は、公布の日としております。

なお、本基金の全ての事業が終了いたしますのは、平成30年度を予定しております。

医療政策課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高水国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

資料の41ページにお戻りください。

主なものを御説明申し上げます。

国民健康保険指導費について、6億5,640万円余の増額補正をお願いいたしております。

説明欄をお願いいたします。

3の(2)国民健康保険広域化等支援事業は、国保財政の安定的運営または広域化を支援するため、市町村への貸し付け及び交付を行う事業でございまして、新規貸し付けに伴い、2,925万円の増額をお願いいたしております。

42ページをお願いいたします。

説明欄の5、国民健康保険財政安定化基金積立金は、平成30年度からの国保の財政運営責任等の都道府県移行に向けて、国保財政の安定化のため、平成27年度から国庫補助により基金を順次積み立てている事業でございます。国庫補助により基金の積み増し及び基金運用益の見込み増により、5億9,926万円余の増額をお願いいたしております。

次に、公衆衛生総務費について、7億766万円余の減額を行うものでございます。

説明欄の2の(1)後期高齢者医療給付費負

担金は、後期高齢者医療に係る費用の12分の1を県が負担するものでございまして、当初見込みを下回ったことにより、6億7,781万円余の減額を行うものでございます。

(2)後期高齢者医療高額医療費負担金は、80万円を超える高額な医療費の見込みが当初の見込みを上回ったことにより、987万円余の増額をお願いするものでございます。

(3)後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、低所得者等の保険料を軽減するための県負担金でございまして、当初見込みを下回ったことにより、4,143万円余の減額を行うものでございます。

以上、国保・高齢者医療課は、28年度2月補正としまして、総額5,126万円余の減額をお願いいたしております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○坂本健康づくり推進課長 健康づくり推進課です。

説明資料43ページをお願いします。

公衆衛生総務費で2億8,000万円余の減額をお願いしております。

右の説明欄2の健康づくり推進費でございまして。

(2)の歯科保健推進事業は、県民の歯の健康づくりの推進や市町村が行う子供のフッ化物洗口に要する経費でございまして、市町村の所要見込み額の減に伴う減額でございまして。

(3)の特定健康診査等実施事業及び(4)の市町村健康増進事業につきましては、市町村が実施する事業に対する負担金で、市町村の所要見込み額の減に伴う減額でございまして。

(5)の健康づくり等実態調査事業及び3の栄養指導対策費の(2)県民健康・栄養調査事業につきましては、熊本地震による事業中止に伴う減額でございまして。

44ページをお願いします。

5の原爆被爆者特別措置費は、原爆被爆者に対する手当及びその事務費ですが、受給対象者の減に伴う所要見込み額の減額でございまして。

次に、6の難病対策費でございまして。

(1)の指定難病医療費につきましては、難病患者に対する医療費の公費負担分でございます。指定難病医療受給者数が予定数を下回ったことなどに伴う減額でございまして。

7の国庫支出金返納金につきましては、平成27年度国庫補助金の交付確定に伴う精算返納金でございまして。

予防費につきましては、ハンセン病事業費において、国庫委託金が充当されることによる一般財源からの財源更正でございまして。

健康づくり推進課は以上でございまして。

○大川薬務衛生課長 薬務衛生課でございまして。

説明資料の45ページをお願いいたします。

4段目の薬務費で1,262万円余の減額補正をお願いしております。

右側の説明欄をお願いいたします。

2の薬務行政費の(1)薬価等基準調査費は、医薬品等の価格調査、薬事工業生産動態調査及び後発医薬品の安心使用及び啓発に要する経費でございまして。

国庫委託金の内示減により、216万円余の減額をお願いするものでございまして。

(2)の在宅訪問薬局支援体制強化事業は、地域医療介護総合確保基金を活用し、薬局薬剤師により在宅医療を地域単位で推進するため、熊本県薬剤師会が行う在宅訪問薬剤師支援センターの運営等に対し助成するものでございまして。

無菌調剤室の整備等に係る所要見込み額の減により、577万円の減額をお願いしております。

以上、薬務衛生課の2月補正予算では、総額253万円の減額をお願いしております。

薬務衛生課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○浦田祐三子委員長 次に、病院事業管理者から総括説明を行い、続いて、付託議案について担当課長から説明をお願いいたします。

初めに、永井病院事業管理者。

○永井病院事業管理者 病院局でございます。

病院局の議案の概要について御説明を申し上げます。

今回提案しておりますのは予算関係1議案で、第18号議案平成28年度熊本県病院事業会計補正予算(第2号)でございます。

収益的収支におきまして、収入5,700万円余、支出4,200万円余の増額補正をお願いしております。

その主な内容ですが、収入につきましては、患者数が当初の見込みより多かったこと等による増額、支出につきましては、退職に伴う退職給付費の増額などによる増額でございます。

なお、資本的収支に関する補正はございません。

これによりまして、病院局の補正後の予算総額は、収益的収支と資本的収支を合わせまして19億8,200万円余となります。

また、このほか、来年度の債務負担行為の設定をお願いしております。

以上が今回の議案の概要でございますが、詳細につきましては、総務経営課長から説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。

○清原総務経営課長 総務経営課でございます。

説明資料の47ページをお願いいたします。

補正予算総括表ですが、左側の欄、管理運営に係る収益的収支におきまして、収入で入

院患者数の増に伴う入院収益の増等により5,714万7,000円の増額、また、支出で4,290万3,000円の増額をお願いしております。これにより、補正後の収入が16億6,800万円余、支出が16億5,200万円余となり、1,600万円余の純利益となる見込みでございます。

なお、右側の資本的収支につきましては、補正はございません。

続いて、48ページをお願いいたします。

支出の補正の主な内容でございます。

右側説明欄1の医業費用のうち、(1)給与費について、職員の退職給付費の増、(2)材料費につきまして薬品費の使用実績に伴う増、また、(3)経費につきましては、燃料費、賃借料、委託料等の実績に伴う減、以上、総額4,200万円余の増額をお願いしております。

続きまして、49ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定です。

平成29年4月1日から実施する必要のある庁舎の管理業務等につきまして、総額2,100万円余の債務負担行為の設定をお願いしております。

病院局は以上です。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○浦田祐三子委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたので、付託議案について質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○岩下栄一委員 薬務のいろいろ予算が45ページにありますけれども、難病の中で、ステイブンス・ジョンソン症候群という難病があって、それは、原因は風邪薬だったんですね。私が言いたいのは、今薬局あるいはスーパーでもいろんな薬が買える。ところが、おびただしい薬の種類がありますね。そういうものを扱う登録販売者とかあるいは薬剤師と

かそういう人たちの、何と申しますかね、管理という、ちょっと言葉がいかぬけれども、研修とか指導とかそういう体制がどうなっているかなと思うんですよね。登録販売者なんか、その薬を売る権利は持っていますが、薬に対する知識が非常に薄弱な人もいると思うんですよね。そういうことで、風邪薬1つ飲んで難病になったという過去のケースがあったもんだから非常に慎重に思っているわけです。

○大川薬務衛生課長 薬剤師、それから、委員おっしゃった登録販売者、資格を持って薬品を販売しております。

販売につきましては、購入をされるお客様に対して十分な説明を行うようにということで行政的な指導も行っておりますし、両協会が行います研修会等で、繰り返し販売方法、それから説明の徹底を指導しているところでございます。当課からも講師を派遣して再三研修を行っている状況にあります。

○岩下栄一委員 輸入薬品とかいろんな薬がまたに氾濫して、テレビの宣伝なんかにも踊らされて飲む薬もありますよね。だから、やっぱり販売する人が、よほど認識を深く持っていないと困るなというふうに思うんですけれどね。よございます。

○池田和貴委員 44ページ、健康づくり推進課。

難病対策費で指定難病医療費が3億円ほど少なくなっております。これは、何年か前に、難病のいわゆる医療費に関するルールが変わりましたし、範囲が広がったんですね。そういった意味で、減額になったのが、これは難病されている方が自動的にわかるような仕組みに多分なくなって、申請とかをしてそれがわかるようになるんじゃないかというふうに思うんですが、そうした中で、この3

億円ほどの所要見込み額の減というのは、いわゆる周知が思ったほどいなくて——済みませんね、言い方がちょっと悪いかもかもしれませんが、きちんと難病の人たちがそういうことを全てわかっているのかどうか、そういう意味では、この減というのはどういうふうに分分析されているのか、ちょっとお知らせいただきたいと思います。

○坂本健康づくり推進課長 難病につきましては、27年の法改正によりまして、対象疾患が56から306と大幅にふえました。これに伴いまして、当初予算では、患者数もかなりふえるのではないかということで多目に見込んだところでございます。国のほうもかなり多目に見込んだところでございます。

ただ、実際のところは、新たに、認定基準のほかに、重症度というのが加わりまして、一定の重症度を満たす患者さんのみ医療費助成の対象ということになったこともございまして、当初もかなり多く見込んだということとあわせて、そういう基準が少し厳しくなって対象とならない患者さんがやっぱりかなりふえた、そういうのも相まりまして、今回所要見込み額の減というふうになったということでございます。

委員がおっしゃったように、こういった制度の理解、周知ということでございますけれども、なかなかちょっと複雑な制度もございまして、いろんな難病の会議ですとか難病相談センター等の相談の中でも、しっかりとこの辺の制度理解に努めているところでございます。

今後、いろんな場を利用しまして、こちら辺の制度周知には努めていきたいというふうに考えております。

○池田和貴委員 わかりました。

難病については、もう御承知のとおり、これは市町村じゃ数字把握できないんですね。

県だけなんです、これを把握できるのは。ですから、県の役割というのは非常に重要だろうというふうに思うんですよ。しっかりと、その制度が変わったときには周知をしていただきたいと思っていますし、しっかりと県として取り組んでいくことをぜひお願いしたいというふうに思います。

委員長、続けてもう1点よろしゅうございますか。

○浦田祐三子委員長 どうぞ。

○池田和貴委員 医療政策課にお尋ねをしたんですが、保健医療推進対策費が16億ほど減額をされています。これについては、いろいろ説明を受けたんですけども、かなりの金額が減額されて、地震の影響があつて例えばこういう減額になったのか、その影響は全く関係なくてこの減額になったのか、ちょっとその辺が知りたいというのが1点でありました。

それともう1点は、医師修学資金の貸し付けで増額になっています。これが、理由は留年ということなんで、留年の理由というのはいろいろそれはあると思いますし、当然もとのルールがあつて、それによってやると思うんですが、ルールはどういうふうになっているのか、その辺を教えてくださいと思います。

○松岡医療政策課長 まず、医療機関への助成、補助事業等の減額の理由といたしますか、地震の影響も含めての認識のお尋ねですが、基本は、この資料に書いてますように、事業者の事業計画の変更と国庫の補助金がつかなかつたところなんです、事業者側の変更が地震の影響があつたのかというふうなお尋ねかと思えます。

我々のほうで話をお伺いしている中では、やはりこの発注するに当たって、なかなか工

期がとれない、あるいは入札まで至らない、いわゆる事業者探しに苦慮されているというふうなお話は聞いております。ですから、地震の影響は幾らかあつております。

補助金の内示、国庫の内示につきましては、ことしと昨年、以前と比べて大きく変更があつたとは思っておりません。スプリンクラーで7億ぐらいついてませんが、この部分については、今回病院が全て内示を受けておりませんので、例年であれば病院もついているんですけども、また、国のほうで国庫予算の繰り越しをして来年度以降対応するというふうな話も聞いてますから、29年度以降の予算でそこは見えていただけると思っておりますけれども、そこは確定ではありませんので、そういう部分も幾らかことしは少し影響はしているかなと思うんですが、地震の影響というところでは、少し事業者が発注されるに当たって、なかなか工事が思うように進んでないという声は幾らか聞いております。

それと、2点目の修学資金の話ですけれども、こちらのほうは、現在熊大の中にこの修学資金を受けている学生が52名ほどいます。留年については、これまでも、いわゆる予算を追加して、通常6年でありますけれども、7年、8年ということで貸し付けをしておる実績あるんですが、これは、ルール上、条規規定に基づいて在学中は貸し付けをするということになっているものですから、貸し付けはするんですが、やはり休学だとか停学だとかそういうのが入ってくると、その期間中は貸し付けは行わないというふうな規定がございます。もちろん退学もそうなんですけれども。だから、そこは我々も毎年全ての学生に対して面談を行っております。いろんな生活面あるいは学業面での不安を含めて状況を確認して、大学側と一緒にサポートしておりますので、基本は、本人がいわゆる今後医師を目指すその意欲がある限りは、引き

続き在学中の生活費と学費の貸し付けを行うというのが今のルールでございます。

○池田和貴委員 わかりました。医師修学資金についてはわかりました。

あと、やはり、これは、先ほどのお話のように、今後、特に事業者がいろいろと改築をしたりとかしようとした場合、かなりその地震の影響で、例えば見積もりさえなかなかとりづらいとか価格が非常に上がってしまったりとかいういろんな要素が、今後影響がかなり出てくるんだろうというふうに思うんですね。そういった意味では、しっかりとその辺は事業者のお話を聞いた上で予算編成をしていただきたいというふうに思っていますし、その対応も、いろんな形でやっていただきたいということを要望しておきたいと思いません。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 障がい者支援課のほうに2つお聞きしたいんですけども、1点目が、29ページの3の(2)の防犯対策という話があったと思う。これは神奈川県の後から恐らくこれは事業化されたと思うんですけども、対象が400件あったのに58件だけということで、逆に言うと、残りの350件ぐらいに関しては、自分のところで大丈夫だから申請しなかったと考えるべきなのか、それ以外の要件とか何かあるのであれば、もっと教えてもらえれば。何でこんな少なかったのかということ。

○井上障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

今委員おっしゃったように、既にもう設置をしたところもございました。それともう1つ要因としては、協議の期間が短かったので、それに間に合わなかったというところもあるかもしれません。ただ、多くの施設につ

いては、既に防犯対策をやっていたところもかなりございますので、400件というのは、事業所の大体8割ぐらいが要望あるだろうということで想定をしておりましたが、58件にとどまったというところがございます。

○藤川隆夫委員 ということは、大多数のところは、もう既に防犯対策が行われているからそう心配なくていいよという捉え方でいいんですかね。先ほど言ったように、時間が短くて協議がでけなかったというのであれば、予算を延ばしてそこを拾い上げるという方法もありかなと思うんですけども。

○井上障がい者支援課長 本当に必要性があれば、短期間であっても何とかして協議は上がってくるんじゃないかなとは思いますが、そこは、法人がどう判断されたかというのは調査はしておりません。

○藤川隆夫委員 わかりました。

もしそういうふうな相談があったら柔軟に対応していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

もう1点、障害のほうで。実は自殺対策の緊急強化基金が返戻されておりますけれども、返戻金の中で、21年から26年の間に基金が終わるのでやめますみたいな、ただ、自殺対策は非常に皆さん方努力されて、熊本県の自殺自体も減ってきているというふうに思います。ただ、この事業自体進めていかなきゃいけないんですけども、何か財源的にはどっからか引っ張ってきてやるというふうな、そういうふうな話になっているのでしょうか、この自殺対策に関しては。

○井上障がい者支援課長 今回、国に返納する基金につきましては、実は、事業自体は、熊本県は26年度までしか実施しておりませ

ん。ただ、基金自体は27年度までの基金でございました。ただし、27年度は東日本震災対応分に限るといことで、県としては、その基金は活用できなかったといことでございます。

今委員おっしゃいましたように、震災後の心のケアというのは非常に重要でございますので、こころのケアセンターを設置いたしまして、今鋭意心のケアに努めているところでございます。特に、基金でとかいう事業はございません。

○藤川隆夫委員 わかりました。

自殺対策自体は、結構よく努力されて、いような状況になっているわけなんで、財源的な問題あるかもしれませんけれども、やはり続けていくことによって自殺もさらにまた減ってくるだろうと思っておりますので、ぜひこれはまた取り組んでいただければと思います。

○井上障がい者支援課長 基金事業ではございませんが、国のほうの交付金事業といのがございますので、それは積極的に活用してまいりたいというふうに考えております。

○藤川隆夫委員 部長のほうからありましたこの支え合いセンターの取り組みでも、応急仮設は終わって、みなし仮設住宅へ訪問しながらという話で、このみなし仮設に入っている方々は、もう孤立化といるか、いろんなどころに入っているといるので、その連携がなかなかとれないという話も聞きますので、これを取り組まれていくのは本当に大事なことだろうと思っておりますけれども、ただ、この入居状況を見ると、県外が結構いらっしゃるんですけれども、これは県外まで手を広げてやるのかやらないのか、ちょっと教えていただければと思います。

○野尾健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

県外につきましても、まず、県内、県外問わず、みなし仮設で町外に出ていらっしゃる方いらっしゃいます。それについては、基本、電話か郵便、必ず1回はアクセスしてくれといお願いを今市町村の方にお願いはしています。それを2月の中旬にやりまして、また、3月の中旬にはそういう会議を再度いたします。ですから、2月中には必ずみなし仮設の方に1回アクセスをしてください、それでもできない場合は3月にして、3月中にはできるだけ在宅も含めて要支援の方の掘り起こしをやっていこうといことで、今市町村の地域支え合いセンターとか市町村の方と打ち合わせをやっている段階でございます。

○藤川隆夫委員 わかりました。じゃあ、それはもう進めてください。よろしく願います。

○濱田大造委員 4ページで、災害救助費の3で災害弔慰金・見舞金といのがあるんですが、去年の暮れぐらいから地震関連死が非常にずっとふえたなと感じてまして、どういった視点で県は見ているのか、また、福島とかで関連死が裁判沙汰になったりしていることがあったんですが、熊本はどうなっているのか教えてください。

○野尾健康福祉政策課長 今現在、この2月21日現在、死者の数は202名になっております。警察のほうで検死を確認している死者が50名、そしていわゆるそれ以外の死者といのが、引きました152名になります。

委員おっしゃったように、災害関連死につきまして非常に難しい問題でございます。発災直後に申請していただくと、状況といのは非常に確認はしやすいですが、発災以後にも、東日本の例を見とりますと、発災して1

年とか1年半とか2年とか、それでも申請が出てくる場合がございます。そういう場合に、果たして地震とどう関連づけられたかということ由市町村のほうで審査をしていくようになります。市町村におきましては、市町村長の判断が難しいという場合は、いわゆる審査会を設けまして、医者とか弁護士とか福祉の関係者に入っただいて、その方がどういう状況で亡くなられたか審査していただくような状況になってます。これが、市町村単独でやっている場合と県が音頭をとって合同でやっている場合がございます。

委員おっしゃいましたように、その認定というのが、非常に国の基準が示されておらずに、その審査会の中で、いろいろ医者の方の御意見を中心に、あと、弁護士の方、ホームの関係の方の御意見を入れて総合的に判断し、市町村長に答申をして市町村が決定する形になっております。ですから、おっしゃったように、東日本でいろいろ苦しんだ例というので、かなり訴訟沙汰になっておりますが、熊本県において、まだ訴訟になったという話聞いてないんですけれども、不服申し立てとか審査請求が上がってきたというお話は十分聞いております。今後、それが訴訟になっていくかどうかというのは私たちもはかりかねますが、私たちの姿勢としては、そのように、やはり被災者の立場になってしっかりと受けとめてもらって、でも、そう言いながらも、科学的な根拠とか法的な根拠がないと、やはり公費を——生計維持のが500万支出しますから、その妥当性というのかなり長時間にわたり議論してから認定していきますので、同じ悩みはあると思います。その中で、熊本独自にどう考えていくかというのがなかなか難しいもんですから、その点は、市町村の方にいろいろ私たちもアドバイスしながら、合同審査会の運営もしながらやらせていただいているのが現状でございます。

以上でございます。

○濱田大造委員 了解しました。

あと、何点かいいですか。

17ページ、生活保護に関してなんですけど、右側の(3)あたりが減額になっているんですが、これは、県内の有効求人倍率とかが高まっていますので、生活保護の数自体は県内で減る傾向にあるのかどうか教えてください。

○吉田社会福祉課長 社会福祉課でございます。

生活保護世帯の動向ということでのお尋ねだと思いますけれども、地震があつてから私たちももしかするとふえるんじゃないかなというふうに思っておりましたけれども、現実問題としては、地震後、一時上がりましたが、昨年の10月とか12月ぐらいが県内はピークでして、その後はずっと減ってきております。恐らく、委員おっしゃいますように、有効求人倍率が熊本県内はかなり上がってきてますので、それに吸収された面もあるとは思いますが、あと、義援金、支援金の類いのようなもので被災者がそのようなものを受給されて、その影響で生活保護を一時的には脱却されているのかなというふうに見ております。

○濱田大造委員 了解しました。

続けて、20ページ、お願いします。

私、個人的に子供が、小学校1年生がいます。学校の保護者と話してましたら、この放課後の児童クラブの使い勝手が、低学年が2時とかに帰るときがありまして、非常にうまくいっている地域とそうでない地域があるように感じているんですが、熊本の現状をちょっと教えてください。

○奥山子ども未来課長 放課後児童クラブについての御質問ですが、放課後児童クラブについては、各市町村において公立で、例えば

熊本市は公立の放課後児童クラブがほとんどでして、一律時間設定した形でやっております。ほかの市町村においては、逆に私立のほうが多かたりして、そこは私立それぞれいろいろな時間で設定したりということがございます。

その中で、委員おっしゃるとおり、市町村の判断で各時間帯を設定しているものですから、中には、ちょっと短いような開所時間の放課後児童クラブ等もあるということで、県としては、そういったところに、なるべく長く、時間を前に延ばすこともそうですし、あと、後ろのほうも、余り早いと保護者の方が迎えに来れないということにもなりかねないので、そういったところを延ばしていくように、今国のほうから延長したときの加算等もつくようになってますので、そういったところを活用してやっていただくようにということで支援していているところです。

○濱田大造委員 了解しました。

あと2つ質問いたします。

23ページの不妊対策事業なんですけど、私の周りにもやっぱり不妊で悩む方というのは必ずいまして、年齢制限と利用回数制限ということが始まったということなんですけど、実際の利用者数というのはどのくらいあって、この影響でどのくらい利用者数が減ったのか教えてください。後で。

もう1つ、続いて、41ページになるんですけど、国民健康保険、広域化になるということなんですけど、これの問題点というのは、今県はどう考えているのか教えてください。

○奥山子ども未来課長 不妊対策事業の利用者数ということでございますが、平成28年度は、4月から現時点までの累計で491名の方が申請されております。平成27年度は、1年間通して943名の方がこの事業を申請されたということで、本年度は、昨年度に比べると

若干件数が減っているような、今の時点でも減っているような状況です。

原因といたしましては、先ほど申しましたとおり、今回、今年度から43歳未満でないという年齢制限が入ったのと、40から43歳の方については、今までは10回受けられたのが6回までという回数制限が入りましたので、そのことや、あと、4月、5月については地震の影響もあったかと思われれます。そういったものが影響しているのではないかというふうに考えております。

以上です。

○濱田大造委員 了解しました。

○高水国保・高齢者医療課長 国民健康保険の財政運営等の都道府県移行につきましては、平成30年4月から移行するというところで、現在、市町村と協議を進めているところでございます。この対応といたしましては、問題点ということでのお尋ねでございますが、今市町村と協議をして進めていることにつきましては、これまで市町村単位で国保財政を運営していて赤字の団体が多いと。それだけ小さい規模で財政運営しているものを、都道府県という形で財布を大きくして運営することで財政を安定化しようということでございます。

各医療費等に応じて市町村で保険料等が違う部分がございますが、私どもとして課題として認識しておりますのは、地域間の医療費格差というのが2倍ほどございますので、この格差のある医療費を前提として、この保険料をどのように今後統一に向けて調整をしていくのかということだと認識をしております。なかなか一気にいかないものだと思いますけれども、これまでの市町村単位がパイを大きくすることで、住民間の助け合いから市町村間の助け合いに移行していくということで運営ができればと検討しているところでござ

ざいます。

○濱田大造委員 了解しました。

○岩下栄一委員 先ほど濱田委員から放課後児童クラブのお話がございます、これに関連してですけれども、これは、いわゆる学童保育というやつでしょう。これが今いろいろ手前どもの校区でも人手不足と、面倒見る人たちがもう足らないと、また、場所がないという声も随分あるんですね。でも、この施設整備あたりは減額になっているけれども、この点についてはどうなんですかね。

○奥山子ども未来課長 子ども未来課でございます。

放課後児童クラブの設備整備について、今回減額補正させていただいておりますが、実は11カ所整備する予定だったところ、国庫補助のかさ上げがあったために、県負担分が減りまして、それで減額となったのが大きな影響であって、実は、この分について、29年度に整備する予定だったものを、各市町村前倒しでやってもらったところも今回ありましたので、合計では17カ所が整備できまして、当初の予定よりも6カ所ほど多く整備させていただいております。

委員御指摘のように、人手不足ですとか、なり手がいないというような問題もございますので、今国のほうでも放課後児童クラブの処遇改善等も検討されております。そういった事業も活用しながら、放課後児童クラブで働く方が働きやすいような環境を整えていきたいなというふうに県としても考えております。

○岩下栄一委員 よくわかりました。

でも、手が足らぬから誰かいませんかとよく言われる、自治会長なんかしているとね。その際に、教員免許状とか何か条件があるん

ですかね。

○奥山子ども未来課長 いや、特にその免許状とかそういった要件はございませんが、今放課後児童クラブの認定資格研修というのを実施しております、そういった研修を受けていただいて、放課後支援員という認定を受けていただくというような形になってきております。

○岩下栄一委員 わかりました。

引き続き、もう1点、いいですか。

周産期医療ですけれども、36ページ。

市民病院の周産期センターが地震で崩落して、周産期のいろんな子供たち非常に難儀した時期がありましたね。これは、うちの娘が出産に際して、市民病院から追い出されて福岡の子どもセンターに行きましたけれども、その後、市民病院の周産期の関係はどうなっているんですかね。

○松岡医療政策課長 医療政策課でございます。

地震前の周産期、例えば、このNICUの数で申し上げますと、県全体で48床ございました。熊本市市民病院は18床ございました。これが、昨年12月に市民病院が半分の9床を今の管理棟の中で再開をされております。そのほかに、熊大病院と福田病院に3床ずつ臨時的に増床をいただいたというところで、もともと18床だったのが、今現在15床の、量的には回復をしております。ですから、県全体で48床だったのが今45床まで、量的には、今受け皿としては整備ができているという状況でございます。

それぞれもう100%超えるような稼働率だった福田、熊大病院あたりも、その3床ふやしたということもあって、少し落ちついた形で今推移をしているということは聞いておりますので、今後、その不足といたしますか、3

床まだ足りてないということになるんですが、その分についても、今後の稼働状況見て、各施設の御意見も踏まえて検討していきたいと思っております。

○岩下栄一委員 県外には別にお世話になっていないわけですね。

○松岡医療政策課長 現実的には、患者さんが県外に行かれています方は、全て帰ってきたということではないかもしれません。済みません、詳細な数字は、今ちょっと持っておりませんが、これまでも、地震の前も、各県の医療機関、例えば福岡の子どもセンターとも連携をして対応されてきてますので、その医療機関のやはり持っている強み、いわゆる症例等に応じて隣県との患者さんの行き来というのはやっていると伺ってますから、それが地震の影響なのかどうかというのは、なかなかちょっと、済みません、難しいところもあるので。

○岩下栄一委員 結構です。

○岩本浩治委員 17ページでございます。この中に生活困窮者自立支援プラン推進と生活困窮者総合相談支援で、一部震災対応ということになっておりますが、この一部震災対応、どういう部分で対応されたのか、もしくはこれがいつまで続いていくのか、これをちょっとお聞きしたいと思います。

それと同時に、(2)の矯正施設等退所者社会復帰支援事業、これは国庫補助の内示減ということでございますが、逆に、矯正施設とか刑務所出所者を、ぜひ就職推進をお願いしたいということと言われて、今月の末にもその保護司会からの要請で会議があるんですが、これの関連というのはどういうふうに見ていくのかなと思うんです。

それともう1点、ちょっとこれは2ページ

ですが、民生委員の欠員に伴う所要見込みの減ということで、ちょうど28年震災後で、民生委員さんがいろいろ動き回ってもらわなければいけない28年でしたが、市町村によって欠員が生じているのかなど。これに対してどういうふうな対応をとっていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○吉田社会福祉課長 まず、生活困窮者の自立支援プラン等推進事業と総合相談支援事業の一部震災対応の中身について御説明いたします。

生活困窮者総合相談支援事業といいますのは、生活困窮者に対する総合的な相談を幅広く受け付ける窓口ということで、県のほうでは、町村部の実施主体になってますし、市部のほうは、それぞれ市のほうが実施主体になってます。

今回の地震後、町村部、特に益城とか南阿蘇とか上益城郡、阿蘇郡のほうを中心にして、通常総合相談体制では人手が足りないだろうというふうなこともありまして、そういう6町村、具体的には、この事業は、県社協に委託して市町村社協のほうに窓口を開設しておりますけれども、その町村の6町村社協に対して専従の相談員を配置しております。それを一部、総合相談支援事業につきましては、一部震災対応というふうに表記しております。

次に、自立支援プラン推進事業については、この総合相談支援事業を受けて、家計の相談を受けたり、子供の学習支援を行ったり、家がないようなホームレスに対する一時的な居室を提供したりというふうな事業をやっていますけれども、これも同じように、やはり地震後にそういう需要が増すのではないかとということで、例えば家計相談事業であるならば、そういった町村部の関係の地域に4人ほど相談員を拡充して配置しております。それから、子供の支援事業につきましても、

そういった町村部の子供さんで小中学校生を中心に、仮設に入ったがために塾に行けなくなったとか、そういった方もいらっしゃるんじゃないかということで、学習教室を開くための支援員の増員等を図っております。この事業、いつまで続くのかというのは、仮設が当面2カ年ということですから、そのころあたりを大体想定はしております。

それと、矯正施設退所者社会復帰支援事業の件ですけれども、内示減の理由と就労支援の関係だったですけれども、内示減につきましては、国のほうから補助金もらってやっていますけれども、この事業を利用する人の人数に応じて国のほうが大体配分してきましたので、内示減になりました。たまたま熊本県の刑務所は、重い刑を受刑して入っていらっしゃる方が多いみたいで、ずっと入っていらっしゃる方が多いというふうなことなものですから、この事業に乗っかる方が、全国のほかの地域の刑務所に比べたら少ないということで、結果的にこの内示減になっています。

就労支援につきましては、この県のほうでやっている事業につきましては、基本的には高齢者とか障害者の方で、出所されてきて地域生活を支援するということで、結構な高齢になっておられるので、福祉の手続のお世話するとか、生活保護のお手伝いをするとか、あと、帰る家がなければ住まいをお世話するということが主になってまして、就労支援そのものは、必要に応じてハローワークのほうにつないでもらう。現実問題としては、ハローワークのほうで求人開拓もしていますし、職業訓練的なことも刑務所入所中からやっているんじゃないかなと思っております。

以上でございます。

○野尾健康福祉政策課長 民生委員のいわゆる欠員数でございます。3年に1回、今改選が行われてまして、昨年12月1日現在の改選数でございますと、定数が2,777名で、現員数

が2,690名、充足率が大体96.9%となっております。これは熊本市を除いた数字になっております。熊本市は政令市ですから、県と同程度やっていますし、熊本市のほうも参考程度申しますと、定数が1,452名、現員数が1,352名、充足率93.1となっております。

やはり委員おっしゃいましたように、今回の地震対応では、在宅の方の見守りとか支援とかは、民生委員さんのお力というのは非常に重要になってくると思います。

これは、3年前のデータと比較しますと、3年前は、充足率で98.2%でした。今度は96.9に落ちてしまっている。若干地震の影響もあるのかもしれませんが、いわゆるそういう方たち被災なさって、なかなか手がなないと。これは昔から言われているんですけれども、やっぱり担い手不足になっているんじゃないか、高齢化もしてきている。それ自体やはり何が原因かというのを市町村の方にお聞きすると、負担が大きくなっているということと、無報酬で、かつ献身的な活動がやはり理解されていないんじゃないか、この2つがあるかと思えます。

私たち県の対策といたしましても、市町村のほうで推薦していただいてというのが基本なものですから、県が無理やりするわけにはいきませんで、市町村の方でいろいろな御苦勞かけているんですけれども、県のほうとしてやっておりますことは2点ございまして、1つは、見守りに関しまして、民間業者の方と協定を締結して、見守り活動に民間業者を巻き込んでいく、熊日の方とかガスの方とか、いろいろまた協定を結んで見守り活動を強化していく。あと1つは、民生委員、児童委員さんたちの理解を深めるため、広報活動もやっていくということを今展開をさせていただいています。なかなか効果的な打開策はならないんですけれども、そういうことを地道にやらせていただいているのは事実でございます。

以上でございます。

○岩本浩治委員 民生委員さんから私も話聞きますと、生活保護だけを民生委員さんはやるような感じになっている。それともう一つは、やはり個人情報保護の関係で大事な部分が入ってこないの、動きにくいという話も聞くんですね。それと、やはり社会的に、地域から何で入ってくるのかとも言われるというようなことで、非常に今お話がありましたように難しい部分があるのかなという感じもするわけですね。ただ、民生委員さんが地域のまず相談員ですから、その解決をぜひやっていかなければならないんじゃないかと思うんですね。

もう1点、やはり矯正施設、触法関係ですが、1日見てもらえれば、本人さんに5,000幾ら行きますからということを言われますが、なかなか刑務所出所者はとかいうのは——ただ、事業所としてぜひ預かってくれということで行きますので、熊本は、一生懸命保護司、保護観察所でこれを進めたいということを行っておりますので、国庫内示が減ったのと、果たしてこれが進んでいくのかなと、ちょっと思いましたもんですから。わかりました。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はございませんか。

なければ、以上で質疑を終了したいと思います。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第18号及び第21号について、一括して採決したいと思います、御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外2件について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外2件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が1件あっておりますので、御報告をお願いいたします。

○野尾健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

その他報告事項について説明します。

委員会報告事項の資料の報告事項のページをお開きいただきたいと思います。

表題が、被災者の生活再建支援の概要についてと書いております。

熊本地震が発災し、10カ月を経過しております。

避難所が閉鎖されたのが大体10月から11月でございますので、被災者の皆様も仮の住まいである仮設住居に入居されて、もう3～4カ月はたとうとしております。現在、生活の再建、住まいの再建に向けて、県、市町村が一体となって支援を行っている状況でございます。これまでも、委員会におきまして、委員の皆様から被災者の生活再建について御質疑を受けましたので、簡単ではございますが、現時点の被災者の生活再建の支援策の概要について御説明を差し上げたいと思います。

資料をお願いいたします。

1ページ目をお開きください。ちょっと横にページ番号打ってわかりにくいんですけども、縦表になっております。

この状況が、応急仮設住宅等の入居状況になっております。仮設住宅、みなし仮設住宅、先ほど藤川委員からのお話がありました公営住宅への被災者の入居状況でございます。県全体で約1万8,000世帯の方が仮の住まいに入居しているという資料になります。委員おっしゃったように、460世帯が県外に

出られているという状況になっております。

2ページ目をお開きください。

2ページ目につきましては、1ページの資料を被災市町村別に仮設、みなし仮設の入居状況を示したものでございます。

3ページをお開きください。

3ページ目につきましては、みなし仮設における同一市町村内、県内の他市町村への入居状況の表です。みなし仮設住宅を御利用なさっている被災者のうち、約3,200世帯、みなし仮設入居者の約26%が、他市町村のみなし仮設を御利用いただいているというふうな状況になっております。

4ページ目をお開きください。

これが被災者の支援の仕組みを図示したものです。

基本的に被災者の支援と申しまして、基礎自治体である市町村が被災地の方々に直接接合を行って、いろいろな御不安を取り除きながら、的確な支援を行っていく仕組みになっております。

県といたしましては、広域自治体として被災者の支援に差が生じないように、市町村間の調整とか助言とかの役割を担っております。後ほど説明いたします地域支え合いセンターにつきましても、発災直後から、このプラットフォームにつきましては県のほうで検討し、被災市町村に提案をし、この地域支え合いセンターの運用を開始しているという状況になっております。

4ページについて、少々御説明申し上げます。

4ページの図というのは、いかに情報を一元化して市町村として総合的に支援を進めていくか、また、被災者に関する地域支え合いセンターの役割を示したものでございます。

被災者の支援と申しまして、ここで言いますと、災害に伴う経済的な支援、体や心の状況を把握、支援、生活の状況を把握、支援、そして居所の把握、生活再建、住まいの

再建に向けた支援、4つの分類ができるかと思えます。この情報を一元化し、市町村が地域支え合いセンター等を通じて関係機関につないで支援をやっていくというのが、今回の支援の役割分担と申しますか、そういうふうなスキームになっております。これまでは、心や体の状況把握とか生活状況の把握が中心でしたが、今後は、冒頭の部長の説明にもありましたように、住まいの再建にステージを移していくこととなっております。

5ページにつきましては、これまでも委員会で御質問受けておりました地域支え合いセンターの活動状況を取りまとめたものです。

当委員会にはなかなかこのような資料を提出せずにやってきたものですから、今回、これまで4カ月の状況について取りまとめて報告差し上げたいと思っております。

1の概要をごらんください。

地域支え合いセンターは、被災者の生活再建支援のために、仮設住宅を建設いたしました15市町村に設置されております。主な業務は、被災者の総合相談窓口であったり、見守りを行ったり、課題を専門機関につなぐことを主な業務としております。

今回の熊本地震の被災者支援のために、新たに設置した市町村専門組織で、市町村社協に業務委託をされております。なぜこういう仕組みを考えましたかということ、かなり被災者の方たちの業務が通常業務を超えてきてますので、新たにこのような組織を設置しないとなかなか回らないということで、東北の例を用いまして、先ほど説明しましたように、県のほうから各市町村に提案し、設置をいたしております。

2に、これまでの活動状況を示しております。

昨年10月から活動を開始しております。

なお、市町村のこの地域支え合いセンターの職員数は、2月1日現在で合計で302名です。基本、新たに採用した方が302名と御理

解いただければと思います。

これまでの、10月から1月までの4カ月の活動実績は、この表に記載したとおりです。応急仮設、みなし仮設、在宅、その他の分類で表に示しております。先ほど部長が申しましたように、応急仮設については、もう一巡はしておりますが、これからは、みなし仮設のほうにだんだんとシフトをしていくような形になるかと思っております。合計で約6万件程度の活動実績になっております。

なお、この地域支え合いセンターの設置運営経費は全額国庫補助、10分の10で賄っております。県におきましては、支援事務所を県の社協に設置いたしまして、地域支え合いセンターの、先ほど申しました、新たに任用いたしました職員の方の資質向上のための研修等を実施しております。

あと、つけ加えますと、なかなか今回のこの地域支え合いセンターは初めての試みなので、県のほうで研修会を大体一月に1回ぐらいはやって、先ほど藤川委員からお話があったような、みなし仮設の被災者の対策等の打ち合わせとかそういうことも月1回やっております。また、被災者が多い益城町とか御船町等には、直接うちの職員が地域支え合いセンターを訪問して、重点的な意見交換等もやらせていただいております。

3に、今後の活動の方向性を示しております。

今後は、みなし仮設に入居していらっしゃいます被災者への支援を強化し、2月中には、未接触のみなし仮設世帯への電話等による状況確認をすることとしております。また、支援が必要な在宅世帯には、3月中に一度訪問し、電話連絡等を行い、各世帯の課題把握に努めることとしております。

県といたしましては、市町村と一体となって被災者の一日も早い生活再建に向け、被災者への的確なる支援をすることとしております。

なお、本日は、概要のみの説明でございます。詳細については、お尋ねいただければ、改めて個別に御説明に参りますので、よろしくお願ひしたいと思います。

簡単な説明で申しわけございませんけれども、説明は以上でございます。

○浦田祐三子委員長 今報告が終了しましたが、この件につきまして、私のほうから1つお願いしておきたいと思っております。

被災者の生活再建の支援につきましては、やはり被災された方々にいかに寄り添えるかに尽きるというふうに考えております。これまでも、また、これから支援を続けていく中で、さまざまな問題や課題が出てくることだというふうに思っております。特に、先ほど御説明もありましたけれども、みなし仮設住宅のほうに入居されている方々は、仮設住宅の約3倍もいらっしゃるということでございますし、また、入居先も、もともとの市町村内の方もいらっしゃるれば、他の市町村、あるいは県外という方もいらっしゃると思いますので、訪問等接触をするのも大変かというふうに思っております。また、被災者の方それぞれ抱えている課題や問題も、それぞれ違っていることだと思いますし、また、そのことにどれだけの確に伝えていけるかということが重要だというふうに思っております。実施主体は市町村ということですが、しっかり連携をとりながら、県としても、引き続き支援をしていただけますようお願いいたします。

また、詳細につきましては個別に御対応いただくことですが、委員からお尋ねがあった場合には、しっかりと御対応いただきますようによろしくお願ひいたします。

この件に関しまして、どうしてもという委員の方いらっしゃいませんか。どうしてもこの場で質問したいという方、委員の先生いらっしゃいましたら。

質疑はございませんか。——よろしいですか。

なければ、報告を終了いたしたいと思いません。

次に、その他に入りますが、今定例会におきまして、3月に後議分の委員会もございしますので、本日は、急を要する案件についてのみ質疑をお願いいたします。

○藤川隆夫委員 ちょっと2点あるんですけども、1点目は、実は先ほどの議案にちょっと絡むんですけども、中国等で鳥インフルエンザがはやって、致死率も極めて高く、現状は鳥から人という状況なんですけれども、これがいつ人から人になるかわからないという状況が今あるんです。そういう中において、実は市民病院がその対処、かかったときに診るような医療機関だったと思うんですけども、市民病院がなくなっているの、そこの対応を今現状どういうふうに行っているのかというのをちょっとお聞かせいただければと思います。

○岡崎健康危機管理課長 中国の鳥インフルエンザが、きょうも熊日に出ておりましたが、感染症対策につきましては、第1種感染症指定医療機関が熊本市民病院、県内に1カ所ということでございまして、仮に第1種の感染症が発生した場合には、九州各県と今協定を結んでおりまして、その協定に基づいて、福岡県、それから鹿児島県をお願いをしておるところでございまして、一応万が一発生した場合には、そちらの指定医療機関のほうに搬送することで承諾を得ております。

○藤川隆夫委員 搬送に当たっては、前、SARSのときに買った車があると思うんですが、それは、メンテとか利用とか、何か研修とかで使っていらっしゃるんですか。

○岡崎健康危機管理課長 その車につきましては、今県庁の車庫に入れておまして、日常的にも使っておりますし、年に数回搬送訓練も行っております。

○藤川隆夫委員 わかりました。

じゃあ、もう1点、お伺いしたいんですけども、この震災関係で、実は医療費の窓口負担自体が、半壊以上だと減免されてた部分があります。それで、3月で終わるということで、それを半年間延ばすという話が出ておまして、現在のこの医療費の窓口負担、国民健康保険、協会けんぽあろうかと思えます。それに介護保険の保険料も入っているかと思うんですけども、その部分に関して、この半年延びる状況で、窓口は全部市町村になっているかと思えますので、対応も市町村になるかと思えますので、その状況を含めてちょっと説明いただければと思います。

○高水国保・高齢者医療課長 御質問がありました、今回国が示しました国民健康保険の一部負担金等の減免措置に係る市町村への財政支援の内容につきましては、免除期間を本年9月まで延長して、市町村が行った減免額の割合に応じて財政支援をするというものでございます。減免額が3%以上であれば8割から10割の財政支援を行い、3%未満であれば支援を行わないというものでございます。

免除措置を継続するかどうかにつきましては、保険者であります市町村の判断によりますが、県といたしましては、住所を移転される方も多いうふう聞いておりますので、被災者の方がどこに住んでいても同じ支援が受けられることが望ましいというふう考えております。

このため、国の財政支援の対象とならない部分につきましては、市町村への財政支援を検討しているところでございます。これは国保の分についてでございます。また、後期高齢

者医療も同様の枠組みでございますが、後期の地方負担分については、後期高齢者医療広域連合のほうにおいて現在検討中でございます。

○藤川隆夫委員 わかりました。先ほどあったように、最終的には市町村の判断だけだという話がありましたけれども、やはり被災された方がどこに住んでいても同じような対応がしてもらえるような形で、県も今そういう形で考えていると。財政的な部分に対しても対応していくという話だったかというふうに思いますので、ぜひ利用者にとって不便がないような形に、不公平感が生まれないような形でやっていただければと思います。

ただ、これは今のは国保の話であって、協会けんぽという、別に社会保険の部分があります。できれば、こっちのほうも同じような仕組みにしてもらったほうがいいんじゃないのかなと思います。保険の入っている種類によって不公平感がやっぱり出るのはいかなもんかなというふうに思いますので、この部分含めて国とも調整していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○岡崎健康危機管理課長 先ほどのちょっとお答えで補足といいますか、一部修正をさせていただきます。

先ほど委員がお尋ねのH7N9、鳥インフルエンザにつきましては、2類感染症でございまして、これに関しましては、県内の各医療圏ごとに設けております第2種の感染症指定医療機関がございます。そちらの中で、オール熊本という形で周辺の医療圏の病院にお願いすることで承諾を得ております。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 わかりました。じゃあ、鹿児島、福岡じゃなくて県内で間に合うということですね。

○岡崎健康危機管理課長 はい。

○藤川隆夫委員 了解です。

○高水国保・高齢者医療課長 今協会けんぽのお話もございましたが、私どもで確認した範囲では、協会けんぽのほうも延長するという方向で検討しているというふうに聞いておるところでございます。

○藤川隆夫委員 わかりました。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はございませんか。

○濱田大造委員 化血研問題をよく聞かれましたるんですが、議員として答えようがないと思っているんですが、新しい動きか何かありましたら教えてください。

○渡辺政策審議監 化血研につきましては、御承知のとおりで、国のほうから不正問題対応ということで事業譲渡、指導があつてございますけれども、当初の交渉相手との交渉がちょっと決裂してしまったと。その後、いろいろ地震とかの影響もございまして、事業譲渡の話の前に、事業をどうするかというようなことを現在国と化血研のほうで月1回程度協議をされている状況でございまして、特段進んでいるという状況はございませんけれども、ちょっと少し長い目で、事業譲渡も視野に入れながら、国のほうで指導を継続されている状況でございます。

○濱田大造委員 了解です。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はございませんか。

なければ、済みません、最後に、私から1

点だけちょっと。

質疑じゃないんですけれども、せんだって
も新聞報道でございましたけれども、動物の
殺処分の件で、日ごろから県行政の皆さんに
おかれましては、動物愛護に関しまして大変
御尽力をいただいているところでございま
すけれども、今県のほうも殺処分ゼロを目指
してという形で動いていただいているかと思
いますけれども、私の考えでは、殺処分ゼロ
を目指すことは、目標を掲げることは大切だ
と思うんですけれども、なかなかやっぱりゼ
ロに達することは非常に難しいことだとい
うふうに思っております。ですので、それ
に対する一人一人の県民の皆さんに対する
適切な飼育の仕方であったりそういったもの
を、しっかりと県としても周知をしていただ
きたいというふうに思っております。今のま
までは、県も処分をしたくてしているわけ
ではないと重々わかっておりますので、ぜひ
とも、県民の皆さん共有してそういった問
題を捉えていただきますように、御尽力を
引き続き賜りますようお願いをさせていただ
きたいと思っております。

以上でございます。

以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情書等が2件提出されてお
りますので、参考としてお手元に写しを配
付させていただきます。

それと、済みません、最後に、先ほどの
岩本委員の発言につきまして、後刻、会
議録を調査の上、措置することとなります
ので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして第6回厚生
常任委員会を閉会いたします。

午前11時51分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

厚生常任委員会委員長